

# 固定資産税の課税対象となる償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地および家屋以外の事業用の資産です。（ただし鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。）

## 申告が必要な資産

- **耐用年数が1年以上で、かつ、1個（1組）当たりの取得価格が10万円以上の資産**
- 使用可能な期間が1年未満又は取得価格が10万円未満であっても固定資産（個別償却）として計上しているもの
- 減価償却が終わって帳簿上残存価格のみ計上されている資産（償却済資産）であっても、現に事業のために使用されているもの
- 遊休、未稼働資産であっても、いつでも事業のために使用できる状態にあるもの
- 事業所の帳簿や台帳に記載されていない資産
- 他の事業者にも事業用の資産として貸付けているもの
- 割賦販売で購入された資産（リース資産であっても契約内容が割賦販売と同様である資産）
- 租税特別措置法を適用して、即時償却した資産
- 資本的支出（改良費）は、本体部とは別に新たな資産の取得として申告してください
- 貸借人が賃借している家屋に設備している事業用造作設備・建物附属設備・内装及び改装費
- 建設仮勘定で計上している資産であっても、令和3年1月1日現在事業のために使用されているもの
- 大型特殊自動車（自動車税、軽自動車税の課税対象とならない車両及び運搬具 車両ナンバーの分類番号が「0」、「00～09」、「000～099」又は「9」、「90～99」、「900～999」であるもの）
- 福利厚生のために供するもの（社宅、宿舍、寮等福利厚生施設に設置された構築物、器具、備品）

## 申告の必要がない資産

- 耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に参入されたもの
- 取得価額が20万円未満の償却資産で一括して3年間で均等に償却する資産
- 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産
- 無形固定資産（営業権、特許権、電話加入権、漁業権、ソフトウェアなど）
- 用途廃止資産（解体されていないだけで、今後も使用されない資産）
- ファイナンスリース取引に係るリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
- 果樹、馬、牛、その他の生物（但し、鑑賞用・興行用の生物は申告が必要）
- 減価償却を行わない絵画・骨董品等の美術品（複製品は除く）
- 原状回復費用としての家屋修繕

令和元年の国土交通省告示により、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植え機等、農耕作業用の小型特殊自動車で、最高速度35km/h未満のものは、償却資産の申告対象から軽自動車税種別割の課税対象へ変更となりました。そのため、上記の資産は令和3年度償却資産申告書には記載せず、下田市役所にて軽自動車として申告の手続きを行ってください。